

(1面)

適正な蜂群配置調整を行うために、
前年の11月30日までに提出していただくよう、ご協力ください。

蜜 蜂 飼 育 届

令和〇年 〇月 〇日

広島県知事様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 広島市中区基町 10-52

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(※日中連絡が取れる番号)

氏名又は名称及び代表者氏名 〇〇 〇〇

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。
なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。

1月1日時点の群数を記入してください。

1月1日時点で0群の場合は、「0群」と記入してください。

1 令和〇年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
広島市中区基町〇〇-〇〇	1群

2 年蜜蜂飼育計画

1月1日から12月31日まで
途切れないように記入してください。

飼育場所	飼育予定最大蜂群数	飼育期間	前年から変更(該当に○)	蜜蜂の種類(該当に○)
広島市中区基町〇〇-〇〇	3	1月1日から 12月31日まで	有・無 新規	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ
		月 日から	有・無・新規	セイヨウミツバチ
		月 日まで	有・無・新規	ニホンミツバチ

注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

(3) 前年から変更欄には、新規の場合には新規を、継続の場合には前年から変更の有・無のいずれか該当する箇所を選択すること。ただし、昨年の届出内容が不明の場合は、未選択でも可。

3 提出に当たっての留意事項

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県が蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

【個人情報の取扱いについて】

① 個人情報の利用目的

広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

② 個人情報の提供

広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町村、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合